証券コード 6040
2018年10月３日

株 主 各 位

長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地１
日本スキー場開発株式会社
代表取締役社長 鈴 木 周 平

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年10月19日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2018年10月20日（土曜日）午後１時
受付開始時刻　午後０時30分

２．場　　所　長野県北安曇郡白馬村大字北城12111番地
岩岳ホワイトプラザ　１階
（2017年10月に本店所在地を長野県北安曇郡白馬村に移転しましたので、本年より開催場所を変更することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第13期（2017年8月1日から2018年７月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第13期（2017年8月1日から2018年７月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役７名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

次の事項につきましては、法令および会社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.nippon-ski.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表

株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

【ご案内】本株主総会終了後、同会場において株主様向け事業説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（ 2017年８月１日から
　2018年７月31日まで ）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループの業績の状況は、以下のとおりでした。

（ウィンターシーズン）

当社グループは、長野県HAKUBA VALLEYエリアに４か所、その他長野県に２か所、群馬県・岐阜県にそれぞれ１か所、合計8か所のスキー場を運営するほか、HAKUBA VALLEYエリアを中心に９店舗のレンタルショップを展開する㈱スパイシーおよび大阪府の金剛山にてロープウェイ・宿泊施設の指定管理運営を行う信越索道メンテナンス㈱の営業体制で事業を行いました。

当ウィンターシーズンは、11月より自然降雪に恵まれるとともに、数年来進めてきた人工降雪能力を向上させる投資が奏功し、順調にシーズンが始まりました。２月の平昌冬季オリンピックでのアスリートの活躍や、80年代後半のスキーブームに回帰したテレビＣＭの放送などメディアでスノースポーツが多く取り上げられたことも好感され、１月から２月は前年を上回る多くのお客様が来場されました。その後、３月は記録的な暖気の到来や降雨による融雪を懸念しましたが、ウィンターシーズン後半の来場者は前年比微減にとどまりました。

各スキー場の当ウィンターシーズンの来場者は、HAKUBA VALLEYエリアにおいては順調にオープンし、訪日外国人（以下「インバウンド」といいます。）顧客の需要も堅調に推移した白馬八方尾根スキー場、白馬岩岳スノーフィールドおよび栂池高原スキー場の３スキー場については前シーズンを上回りました。鹿島槍スキー場は、前年を若干下回る結果となりましたが、コスト管理の徹底が奏功し、当社グループの営業利益に貢献しました。川場スキー場は、前シーズンはエリア全体に自然降雪が少なく、近隣の競合スキー場がオープンに苦戦したなかで、小雪対策投資の効果により順調に営業できました。しかしながら、当ウィンターシーズンはエリア全体でシーズン序盤から自然降雪に恵まれたため、当エリアの日帰り圏内スキー場で激しい競争となり、前年を下回る結果となりました。めいほうスキー場および菅平高原スノーリゾートはほぼ前年並みとなりました。その結果、当ウィンターシーズンのスキー場別来場者は、1,664千人（前期比2.5％増）となりました。

ウィンターシーズンの主な取り組みは以下のとおりです。各スキー場では、お客様にご満足いただけるようゲレンデの整備を行うとともに、安全に楽しめるパウダーゾーンの管理やキッカー・ジブアイテムを楽しんでいただけるパークを拡充しております。また、ファミリー向けのキッズパークやビギナー向けのゲレンデの整備を行うとともに、学生団体・競技団体など、ゲレンデの特性に合致した集客活動も積極的に行っています。特に以下の４点をウィンターシーズンの重点取り組み事項としています。

イ．ウィンターシーズン営業日数確保への取り組み

HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場の名木山ゲレンデ・HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドのパラダイスゲレンデに人工降雪機を新たに設置するとともに、前期小雪対策を実施し効果のあった川場スキー場・めいほうスキー場・菅平高原スノーリゾートも引き続き小雪対策投資を実行しました。

その結果、自然降雪による効果とともにHAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場では、前期より17日早い11月21日にオープンしたのを皮切りに、前年より17日～１日早く12月10日までにすべてのスキー場がオープンしました。2月以降は自然降雪に恵まれず、また３月の暖気の到来や降雨による融雪の影響を受けましたが、人工降雪による安定した積雪量を維持し、概ね予定どおりの期間、営業を続けることが出来ました。なお、HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場は、ゴールデンウィークを含む５月６日まで営業を行いました。

ロ．当社グループ力を活かした営業活動

前期より開始した、株式会社プリンスホテル、株式会社東急リゾートサービスおよび当社グループが運営するスキー場で使用できる共通早割リフト券の販売を継続し、国内のお客様の利便性を高めました。

国内外のプロスノーボーダーとともに滑走するイベントを随時開催し、３月には、平昌冬季オリンピックで銅メダルを獲得し、当社がサポートを行っている原大智選手と一緒に滑走するイベントを各スキー場で開催したほか、スキー場にご協賛をいただいた企業と連携した各種企画など多くの誘致施策に取り組みました。

また、当社グループスキー場の優待プランの提携営業を、長野県内の各企業・従業員組合向けに進めており、お客様の誘致を行っています。

ハ．スキー場付帯サービス改善の取り組み

各スキー場では、小雪対策として降雪設備の増強、パークの強化やイベントの開催といったゲレンデ面の改善を図るとともに、スキー場の付加価値向上のため付帯サービスの強化を行っており、特に当期は各スキー場において料飲部門の改善に取り組んでおります。国内外を問わず、ご

来場いただくお客様に非日常感を味わっていただくため、以下のとおり、抜本的なレストランコンテンツの入替や、改装による雰囲気づくり、メニュー等の強化を実施いたしました。

HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場では、前年より人気の「Corona Escape Terrace」を当期も営業し、展望テラスにてビールや軽食をお楽しみいただきました。また、長野県内の有名レストラン「軽井沢プリモ」を誘致し、本格イタリアンをスキー場で味わっていただくとともに、スターバックスの各種ドリンクを提供するオープンマーケットでは国内初の店舗として「八方うさぎ平カフェ」を新設し、山頂エリアの施設を拡充しました。HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドでは、東京・天王洲の人気ブルワリーレストラン「T.Y.HARBOR」とコラボしたポップアップバーを新設し、ビールとともに雄大な自然を味わっていただきました。

竜王スキーパークでは、オールシーズンでご好評いただいている「SORA　terrace　cafe」の改装を行いました。改装に伴い、メニュー構成を見直し、レストランの雰囲気に合わせたメニューを提供しました。

ニ．インバウンドへの取り組み

HAKUBA VALLEYエリアのスキー場では、上記のとおり、オーストラリア・台湾・香港から多くのインバウンドに来場いただいています。特に当期は2022年の北京冬季オリンピックを控え、スキー人口が増加している中国からの来場者が増加し、今後も増加し続けることが見込まれます。

しかしながら、２シーズン続いた小雪の影響により積雪量が比較的少ない12月から1月初頭にかけて来場を敬遠する動きが一部にみられます。

HAKUBA VALLEYエリアのスキー場は、継続した人工降雪機への投資により小雪の年でも安定した積雪量を確保できるようになったことや、インバウンドのニーズに合った魅力のあるレストラン・カフェのメニュー改善を行い、エリア内の宿泊施設もインバウンドに対応した施設やサービスの向上を地元とともにアピールし、集客に努めています。

竜王スキーパークでは、湯田中温泉に滞在するインバウンドが増加しており、インバウンド向けのインフォメーションセンターを開設するとともに、中国・アセアン各国のスキー初心者向けに中国語・英語に対応したスキースクールを開設し、スノースポーツの魅力を伝えていくことで、インバウンドの来場者増に努めています。

（グリーンシーズン）

当社グループのグリーンシーズンの業績は、主に第１四半期および第４四半期の業績から構成されています。当社グループは、周辺の魅力ある観光資源および初夏から秋にかけての雄大な自然を最大限に活用し、スキー場のロープウェイやゴンドラを利用した事業および宿泊施設・店舗を利用した事業を地域と連携して行っております。ウィンターシーズンだけでなく、一年を通し、自然を満喫でき

るリゾートづくりを目指しております。HAKUBA VALLEY国際山岳リゾート白馬八方尾根では、夜のゴンドラに乗って山の上から空を見上げる天空の天体ショーを開催し、ご好評をいただきました。HAKUBA VALLEY白馬岩岳マウンテンリゾートでは、マウンテンバイクコースを拡張し、マウンテンバイク（以下「MTB」といいます。）の聖地「白馬岩岳 MTB PARK」と位置づけ、MTBパークが４月の雪解けとともにコースオープンし、初級者から上級者までの多数のMTBユーザーにご利用いただきました。HAKUBA VALLEY栂池高原は、中部山岳国立公園「栂池自然園」のビジターセンターがリニューアルされ、より手軽に山岳国立公園が楽しめるようになりました。竜王マウンテンパークでは、雲海やサンセットを望むパノラマでご好評をいただいているテラスおよび「SORA terrace cafe」での施設サービスを強化し、観光として訪れる幅広い層のお客様にご利用いただきました。めいほう高原では、グリーンシーズンのホームページをフルリニューアルし、スキー場周辺の豊かな自然を手ぶらで楽しんでいただけるバーベキュー施設やキャンプサイトを充実させ、４月28日より営業を開始しました。その結果、当グリーンシーズンの来場者は447千人（前期比15.4％増）となりました。

（今後の取り組み）

ウィンターシーズンの今後の取り組みとして、HAKUBA VALLEY は米国コロラド州ブルームフィールドに拠点をおくベイルリゾーツ（Vail Resorts, Inc.）と長期アライアンス契約を締結し「Epic Pass(エピックパス)」と提携することになりました。HAKUBA VALLEY の加盟により2018-2019シーズンから、Epic Passは８か国、全65リゾートにて利用できる世界最大の国際シーズンパスとなることから、世界的な認知度が高まるとともに、Epic Passホルダーの利便性が向上することも期待されています。グリーンシーズンの今後の取り組みとして、HAKUBA VALLEYエリアにおいて、2018年８月に全世界15か国で人気のフランス発のアドベンチャー施設『Xtrem Aventures HAKUBA TSUGAIKE WOW!』をHAKUBA VALLEY栂池高原内において開始いたしました。また、日本でも希少な絶景“三段紅葉”を一望できる標高1,290ｍの山頂テラス『HAKUBA MOUNTAIN HARBOR』がHAKUBA VALLEY白馬岩岳ゆり園＆マウンテンビューに2018年秋に誕生する予定です。テラス内には焼き立てのパンが楽しめるニューヨークの人気老舗ベーカリー「THE CITY BAKERY」をオープンする予定です。

これらにより、連結業績は売上高が6,420,077千円（前期比4.4％増）、営業利益は624,860千円（同41.1％増）、経常利益は613,687千円（同39.5％増）となり、また親会社株主に帰属する当期純利益は379,075千円（同54.5％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は682,641千円で、その主なものは索道施設の改修工事や、降雪設備の新設や更新による設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金として調達を行いましたが、全額返済を行っております。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 10 期 (2015年７月期)	第 11 期 (2016年７月期)	第 12 期 (2017年７月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2018年７月期)
売上高(千円)	5,882,911	5,584,476	6,151,545	6,420,077
経常利益(千円)	845,823	95,457	440,069	613,687
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(千円)(△)	706,652	△117,036	245,337	379,075
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)　(円)	89.66	△14.60	30.67	47.51
総資産(千円)	5,537,032	5,668,914	6,037,110	6,151,679
純資産(千円)	4,882,796	4,776,866	5,119,951	5,427,369
１株当たり純資産額　(円)	584.19	571.56	601.94	638.99

(注)　2016年２月１日を効力発生日として、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

⑶ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
日本駐車場開発㈱	699,221千円	67.2%	2017年８月１日付にて同社の保有する㈱Geekoutの全株式を取得し、当社の完全子会社といたしました。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ．親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に係る取引条件等について、市場価格を勘案し、一般取引条件と同様に決定しております。また、市場価格が参照できない取引については、その重要性に応じて、当社および親会社から独立した外部の第三者意見を聴取し、社外取締役および社外監査役等が出席する取締役会においてその相当性を審議する等の方法により取引の適正性を確保しております。

ロ．親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

親会社との取引については、当社の取締役会が取締役会規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断するとともに、少数株主に不利益を与えることがないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③　重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱鹿島槍	3,000　千円	100.0%	HAKUBA VALLEY鹿島槍スキー場の運営
㈱北志賀竜王	10,000	100.0	竜王スキーパークの運営
川場リゾート㈱	100,000	99.9	川場スキー場の運営
白馬観光開発㈱	100,000	99.2	HAKUBA VALLEY白馬八方尾根スキー場、HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドおよびHAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
栂池ゴンドラリフト㈱	100,000	80.0	HAKUBA VALLEY栂池高原スキー場の運営
㈱岩岳リゾート	75,000	86.7	HAKUBA VALLEY白馬岩岳スノーフィールドの運営
信越索道メンテナンス㈱	10,000	55.0	索道設備の据付およびメンテナンス
㈱スパイシー	10,000	100.0	レンタルスキーショップの運営
めいほう高原開発㈱	100,000	80.0	めいほうスキー場の運営
㈱ハーレスキーリゾート	100,000	83.7	菅平高原スノーリゾートの運営
㈱Ｇｅｅｋｏｕｔ	44,000	100.0	旅行業
Kawaba Resort USA Inc.	200千ドル	100.0	飲食業

（注）1．2017年11月1日付にてめいほう高原開発㈱の第三者割当増資を引受け、普通株式3,520株を取得いたしました。

2．2018年7月31日付にて連結子会社の白馬観光開発㈱より、同社の連結子会社である信越索道メンテナンス㈱の普通株式110株を取得し、当社の直接の子会社といたしました。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、スキー場運営においてサービスの向上、顧客満足度の向上を主眼に運営を行っております。

当社グループでは、外部環境への対応と内部環境の整備を常に考え、特に以下の点については具体的に対処すべき項目と認識し、今後も引き続き強化する所存です。また、前記の今後の取り組みを実施し、事業の成長を図るとともに、経営体制をより強固なものへ改善していくことも重要な課題と認識しております。

①顧客満足度の維持・向上

当社グループでは、顧客満足度が向上するよう努めております。また、顧客対応においては、マニュアルの充実を図るとともに、継続的な社員教育により能力・モラルの向上を図っております。

特に非日常感を求めて来場されるお客様に対しては、マニュアルの充実・徹底のみならず、顧客満足度を高めていく基本姿勢を再確認し、充実したサービスを提供するよう心掛けております。

スキー場市場においてサービスを重視し、より一層強化するという概念を持ち込むことにより、今後も顧客満足度の維持・向上に常に努めてまいります。

②安全対策

スキー場では、鉄道事業法で許可を受ける索道事業者としてリフト運営を行っております。リフト運営上で重大な事故が発生した場合は、索道許可の取り消しにつながることがあります。

当社グループは、特にリフトの安全対策は重点項目としており、グリーンシーズンの点検整備を国土交通省令や整備細則に基づき行い、また中期・長期の整備計画を策定し整備を実施しております。リフト運行においては、スタッフに対する継続的な安全教育を実施し、各スタッフの安全に対する取り組みを向上してまいります。また、天候状態を常に監視し、リフト運行中に突発的に発生する災害への対応についても、訓練を繰り返し行うことで、対応能力を高めてまいります。

③天候に対する対策

ウィンターシーズンにおいては十分な積雪のもとで、スキー場を運営することが、事業の根幹をなすものであり、自然の積雪に恵まれない場合は、当社グループが保有する人工降雪機をフル活用することで、効率的かつ効果的な人工降雪を行い、ウィンターシーズン開始とともに満足してスキーを楽しんでいただける状況にしてまいります。当社グループのスキー場の一部は、高い山頂にあり、残雪を利用しウィンターシーズン終盤まで十分なコンディションを維持することで、

当社グループの優位性を発揮させ、他のスキー場との差別化を図ってまいります。また、想定を超える豪雪や大雨が発生すると、お客様がスキー場へ来場できず、また、お客様が施設利用を取り止めるため、こうした事態に備え、施設やサービスの一層の充実を図ってまいります。

④グリーンシーズンの事業の展開

グリーンシーズンにおいては、雲海テラスの運営や新規の屋外アクティビティ施設の設置など、地域の特性を活かし、かつ、地域に根付いた商品の開発等を行い、事業を強化してまいります。一年を通じた営業体制を整えることでウィンターシーズンに業績が偏重する季節変動リスクを分散させ、安定したスキー場等の経営を目指してまいります。

⑤グループ経営

グループ会社が運営するレンタル専門店の展開、グループ全体での共同告知や営業活動の強化、効率化による集客増進に加え、レンタル用品、制服および食材等について、スケールメリットを活かした集中購買、メンテナンス部品等の取得等の費用面の改善により、シナジー効果を積極的に享受できるようにしてまいります。

⑥今後のスキー場の取得

当社グループでは、創業以来国内におけるスキー場において、強みや特徴を有するスキー場を取得してまいりました。スキー場の取得および取得後の改善につながる活動を継続的に実施し、当社グループの企業価値を一層高めてまいります。また、当社グループは、魅力的なスキー場を取得し、事業拡大することを成長戦略の重要な要素と位置づけており、今後も積極的にスキー場を取得していく方針であります。さらに、スキー場の地元関係者や従業員と一体となって、スキー場を改善し、スキー場の価値を高めていくことで、地域の活性化に貢献してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2018年７月31日現在）

事業区分	事業内容
スキー場事業	スキー場に関する総合コンサルティング

⑹ 主要な営業所（2018年７月31日現在）

① 当社

本社	長野県北安曇郡白馬村

② 子会社

㈱鹿島槍	長野県大町市
㈱北志賀竜王	長野県下高井郡山ノ内町
川場リゾート㈱	群馬県利根郡川場村
白馬観光開発㈱	長野県北安曇郡白馬村
栂池ゴンドラリフト㈱	長野県北安曇郡小谷村
㈱岩岳リゾート	長野県北安曇郡白馬村
信越索道メンテナンス㈱	長野県北安曇郡白馬村
㈱スパイシー	長野県北安曇郡白馬村
めいほう高原開発㈱	岐阜県郡上市
㈱ハーレスキーリゾート	長野県上田市
㈱Ｇｅｅｋｏｕｔ	東京都渋谷区
Kawaba Resort USA Inc.	米国カリフォルニア州ガーデナ

⑺ **使用人の状況**（2018年７月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況 237（513）名

（注）１．使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

２．当社グループはスキー場事業が主であり、実質的に単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31（1）名	8名増（1名増）	42.3歳	6.8年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2018年７月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱八十二銀行	180,000千円

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2017年10月25日付をもって、本店を長野県北安曇郡白馬村大字北城6329番地１に移転いたしました。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2018年７月31日現在）

① 発行可能株式総数　16,000,000株
② 発行済株式の総数　8,000,200株（うち自己株式60,100株）
③ 株主数　1,553名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本駐車場開発㈱	5,333,400株	67.2%
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	452,400	5.7
野村信託銀行㈱（投信口）	255,000	3.2
㈱Plan・Do・See	200,000	2.5
TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED	200,000	2.5
氏家　太郎	144,900	1.8
グリーンコア㈱	135,000	1.7
鈴木　周平	112,465	1.4
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	109,100	1.4
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	75,100	0.9

（注） 持株比率は自己株式(60,100株)を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2015年12月３日	2017年12月12日
新株予約権の数		39個	230個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　7,800株 （新株予約権１個につき200株）	普通株式　23,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり521,400円 （１株当たり2,607円）	新株予約権１個当たり203,100円 （１株当たり2,031円）
権利行使期間		2017年12月５日から 2022年10月31日まで	2019年12月14日から 2025年10月31日まで
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　39個 目的となる株式数　7,800株 保有者数　３人	新株予約権の数　230個 目的となる株式数　23,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人
	監査役	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人	新株予約権の数　０個 目的となる株式数　０株 保有者数　０人

（注）2016年２月１日付で行った普通株式１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第２回新株予約権
発行決議日	2017年12月12日
新株予約権の数	162個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　16,200株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり203,100円 （１株当たり2,031円）
権利行使期間	2019年12月14日から2025年10月31日まで
使用人への交付状況	新株予約権の数　162個 目的となる株式数　16,200株 交付者数　18人

⑶ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2018年７月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木　周平	営業本部長 白馬観光開発㈱取締役 ㈱鹿島槍取締役 ㈱岩岳リゾート取締役 栂池ゴンドラリフト㈱取締役
常務取締役	宇津井　高時	管理本部長
取締役	髙梨　光	開発本部長 白馬観光開発㈱取締役会長 栂池ゴンドラリフト㈱取締役 ㈱岩岳リゾート取締役
取締役	出口　恭子	医療法人社団色空会副院長 ㈱ティーガイア社外取締役
取締役	北川　徹	クックパッド㈱社外取締役（監査委員長兼指名委員） KOA㈱社外取締役 ㈱カヤック社外取締役（監査等委員）
常勤監査役	橋本　俊光	
監査役	鵜月　健彦	㈱The Day代表取締役 税理士法人ハンズオン代表社員
監査役	荒木　隆志	荒木隆志公認会計士税理士事務所所長 トランザクション・サポート㈱代表取締役
監査役	石原　毅	日本駐車場開発㈱常務取締役 NPD USA LTD. Director and Secretary ㈱ティー・シー・ケー・ワークショップ監査役

（注）１．取締役出口恭子氏および北川徹氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏および監査役荒木隆志氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏および監査役荒木隆志氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役橋本俊光氏は、公認会計士の資格を有しております。
・監査役鵜月健彦氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役荒木隆志氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
４．監査役石原毅氏は、日本駐車場開発㈱において法務に携わっており、法務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
５．当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

6．当社は取締役出口恭子氏、取締役北川徹氏、常勤監査役橋本俊光氏、監査役鵜月健彦氏および監査役荒木隆志氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (2)	58,353千円 (3,600)
監査役 （うち社外監査役）	4 (3)	9,120 (8,520)
合計 （うち社外役員）	13 (5)	67,473 (12,120)

（注）1．取締役（社外取締役を除く。）２名に対して、上記の他、当社子会社取締役兼務分の報酬3,000千円を当社子会社で負担しております。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．当事業年度末の取締役の員数は５名、監査役の員数は４名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2017年10月24日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名を含んでいるためであります。

4．上記の報酬等の総額には、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役７名　9,598千円

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役出口恭子氏は、医療法人社団色空会副院長および㈱ティーガイアの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役北川徹氏は、クックパッド㈱の社外取締役監査委員長兼指名委員、KOA㈱の社外取締役および㈱カヤックの社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役鵜月健彦氏は、㈱The Dayの代表取締役、税理士法人ハンズオンの代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役荒木隆志氏は、荒木隆志公認会計士税理士事務所所長およびトランザクション・サポート㈱の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役出口恭子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役北川徹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
常勤監査役橋本俊光	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役鵜月健彦	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会16回のうち15回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に税務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役荒木隆志	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会16回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士および税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注)書面決議による取締役会の回数は除いております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要を検討して報酬の妥当性を判断し、報酬額に同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役会は、法令、定款および株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。

ロ．取締役は、法令、定款、取締役会決議およびその他社内規程に従い職務を執行します。

ハ．取締役の職務執行状況は、監査役会規則および監査役監査基準に基づき監査役の監査を受けます。

ニ．代表取締役社長は、コンプライアンスに関する基本方針を取締役および使用人に周知徹底し、法令遵守を当社の企業活動の前提とします。

ホ．内部監査室は、各部門の職務執行状況を把握し、各業務が法令、定款および社内規程に準拠して適正に行われているかを検証し、代表取締役社長に報告します。

ヘ．取締役および使用人が法令および定款に違反する行為を発見した場合に通報できる、社外の弁護士､当社監査役および/またはコンプライアンス担当を直接の情報受領者とする通報制度を整備、運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、取締役会規程および組織規程の定めに則り適切な保存および管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部を主管とし、組織規程に規定する責任と権限に基づき、評価と改善を行います。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、最小限に止めるよう努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性に関しては、各取締役が担当部門の効率性測定に適切な指標を用い、レビューした結果を毎月取締役会に報告します。この結果は適正に取締役の報酬その他における評価に反映されることとします。各部門の適切な指標は、経営計画の達成に向け各部門が実施すべき具体的な目標および効率的な達成方法を業務担当取締役が定めた上で、その効率性を測るに相応しい定量的な指標とします。

⑤　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令遵守状況を確認し、かつ、法令違反等を防止するため、内部監査室による内部監査を実施しております。また、当社および当社子会社の使用人を対象として、内部通報制度を設置しており、違法行為等に関する内部通報を受け付けております。なお、内部通報を受けて、当社コンプライアンス担当を中心に、必要な調査等を実施し、通報者に回答するとともに通報者には通報による不利益を生じさせないこととしています。

上記の法令遵守を徹底させるため、当社および当社子会社において、使用人を対象として、研修教育を実施しております。

⑥　当社ならびに親会社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

事業ごとに責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する責任と権限を与えます。管理本部がその横断的な管理を行います。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助する専任スタッフは置いておらず、適宜管理本部の人員が監査役の職務を補助する体制をとっております。監査役からの要求があった場合には、当該専任スタッフを置くこととし、その体制は取締役と監査役が協議して決定します。

⑧　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要とします。

ロ．監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務を遂行し、取締役の指揮命令は受けません。また、当該従業員の評価については監査役の意見を聴取します。

⑨　取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は次に定める事項を監査役会に報告することとします。

イ．重要会議で決議された事項

ロ．会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項

ハ．毎月の経営状況として重要な事項

ニ．内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

ホ．重大な法令違反および定款違反に関する事項
ヘ．その他コンプライアンス上必要な事項
使用人は上記ロ．およびホ．に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができることとします。

⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社およびグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにします。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、担当部門において審議の上、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は、業務執行取締役および重要な使用人から自由にヒアリングでき、代表取締役社長および会計監査人とは定期的に意見交換会を開催することとします。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

①取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

②監査役の職務執行について

監査役は当事業年度において監査役会を16回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備ならびに運用状況を確認しております。

③当社子会社における業務の適正の確保について

当社子会社に対して、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動および決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④コンプライアンス・リスク管理について

内部通報制度（ホットライン）を常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為などを報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤反社会的勢力排除について

取引先の契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを継続的に実施しております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（2018年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,796,137**	**流動負債**	**534,966**
現金及び預金	2,289,593	買掛金	36,524
売掛金	141,443	１年内返済予定の長期借入金	60,000
たな卸資産	128,837	未払金	131,237
繰延税金資産	28,343	未払法人税等	43,387
その他	207,918	未払消費税等	66,086
固定資産	**3,355,542**	賞与引当金	3,781
有形固定資産	**2,818,102**	災害損失引当金	10,180
建物及び構築物	1,022,508	その他	183,767
機械及び装置	897,397	**固定負債**	**189,343**
車両運搬具	112,410	長期借入金	120,000
工具、器具及び備品	146,743	役員退職慰労引当金	2,896
土地	496,142	その他	66,447
建設仮勘定	142,900	**負債合計**	**724,309**
無形固定資産	**91,078**	（純資産の部）	
のれん	79,105	**株主資本**	**5,070,412**
その他	11,972	**資本金**	**1,666,156**
投資その他の資産	**446,361**	**資本剰余金**	**731,130**
投資有価証券	14,184	**利益剰余金**	**2,787,738**
繰延税金資産	378,273	**自己株式**	△114,612
その他	64,703	**その他の包括利益累計額**	**3,219**
貸倒引当金	△10,800	**為替換算調整勘定**	**3,219**
		新株予約権	**37,413**
		非支配株主持分	**316,324**
		純資産合計	**5,427,369**
資産合計	**6,151,679**	**負債純資産合計**	**6,151,679**

連結損益計算書

（2017年８月１日から 2018年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,420,077**
売上原価		**2,678,617**
売上総利益		**3,741,459**
販売費及び一般管理費		**3,116,598**
営業利益		**624,860**
営業外収益		
受取利息	22	
受取配当金	36	
災害損失引当金戻入額	2,100	
保険差益	1,350	
貸倒引当金戻入額	1,000	
その他	2,176	6,686
営業外費用		
支払利息	2,559	
寄付金	3,963	
貸倒損失	3,293	
その他	8,042	17,859
経常利益		**613,687**
特別利益		
固定資産売却益	5,069	5,069
特別損失		
固定資産除却損	25,005	
減損損失	23,390	
災害損失引当金繰入額	10,180	
災害による損失	5,994	64,570
税金等調整前当期純利益		**554,186**
法人税、住民税及び事業税	88,511	
法人税等調整額	58,133	146,644
当期純利益		**407,542**
非支配株主に帰属する当期純利益		28,467
親会社株主に帰属する当期純利益		**379,075**

連結株主資本等変動計算書

（2017年８月１日から 2018年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,666,156	737,674	2,408,663	―	4,812,494
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			379,075		379,075
自己株式の取得				△114,612	△114,612
連結子会社の増資による持分の増減		△8,767			△8,767
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減		2,222			2,222
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	―	△6,544	379,075	△114,612	257,917
当連結会計年度末残高	1,666,156	731,130	2,787,738	△114,612	5,070,412

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,184	3,184	21,758	282,514	5,119,951
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					379,075
自己株式の取得					△114,612
連結子会社の増資による持分の増減					△8,767
連結子会社に対する持分変動に伴う資本剰余金の増減					2,222
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	34	34	15,655	33,810	49,499
当連結会計年度変動額合計	34	34	15,655	33,810	307,417
当連結会計年度末残高	3,219	3,219	37,413	316,324	5,427,369

貸借対照表

（2018年７月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**664,845**	**流動負債**	**23,901**
現金及び預金	114,323	未払金	6,962
売掛金	24,486	未払費用	6,164
たな卸資産	1,158	未払法人税等	3,153
関係会社短期貸付金	205,000	預り金	5,325
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	220,000	未払消費税等	2,232
前払費用	3,936	その他	63
その他	95,940	**負債合計**	**23,901**
固定資産	**1,910,911**	（純資産の部）	
有形固定資産	**1,445**	**株主資本**	**2,514,441**
建物	394	**資本金**	**1,666,156**
機械及び装置	628	**資本剰余金**	**717,998**
車両運搬具	0	資本準備金	717,998
工具、器具及び備品	421	**利益剰余金**	**244,899**
無形固定資産	**1,542**	その他利益剰余金	244,899
商標権	887	繰越利益剰余金	244,899
ソフトウェア	654	自己株式	**△114,612**
投資その他の資産	**1,907,923**	**新株予約権**	**37,413**
関係会社株式	1,491,474	**純資産合計**	**2,551,855**
関係会社長期貸付金	770,000		
その他	2,282		
貸倒引当金	△355,832		
資産合計	**2,575,756**	**負債純資産合計**	**2,575,756**

損 益 計 算 書

（2017年８月１日から 2018年７月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**412,415**
売上原価		**26,213**
売上総利益		**386,201**
販売費及び一般管理費		**383,576**
営業利益		**2,624**
営業外収益		
受取利息	5,892	
災害損失引当金戻入額	2,100	
その他	101	8,093
営業外費用		
支払利息	160	
支払手数料	779	
寄付金	1,030	
事務所移転費用	1,397	
その他	342	3,710
経常利益		**7,007**
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	16,073	16,073
税引前当期純損失		**9,065**
法人税、住民税及び事業税	△47,349	△47,349
当期純利益		**38,283**

株主資本等変動計算書

（2017年８月１日から 2018年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,666,156	717,998	717,998	206,616	206,616	―	2,590,771	21,758	2,612,529
当期変動額									
当期純利益				38,283	38,283		38,283		38,283
自己株式の取得						△114,612	△114,612		△114,612
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								15,655	15,655
当期変動額合計	―	―	―	38,283	38,283	△114,612	△76,329	15,655	△60,674
当期末残高	1,666,156	717,998	717,998	244,899	244,899	△114,612	2,514,441	37,413	2,551,855

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年９月14日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2017年８月１日から2018年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本スキー場開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年９月14日

日本スキー場開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　浩　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　俊　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本スキー場開発株式会社の2017年８月１日から2018年７月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年8月1日から2018年7月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年９月18日

日本スキー場開発株式会社　監査役会

常勤監査役　橋本俊光　㊞

監査役　鵜月健彦　㊞

監査役　荒木隆志　㊞

監査役　石原毅　㊞

(注) 常勤監査役橋本俊光、監査役鵜月健彦及び監査役荒木隆志は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

役付取締役制度の廃止

経営の意思決定・監督を行う取締役と業務執行を行う本部長および執行役員の役割・責任を一層明確化し、双方の機能強化を図るため、定款から、社長を除く役付取締役の規定を削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（招集者及び議長） 第14条　株主総会は、別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。	（招集者及び議長） 第14条　株主総会は、別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
第15条～第21条（省略）	第15条～第21条（現行のとおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する	（代表取締役社長） 第22条　取締役会は、取締役の中から代表取締役１名を選定するものとし、代表取締役を社長とする。
２　取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	（削除）
（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。
第24条～第48条（省略）	第24条～第48条（現行のとおり）

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役２名を増員することとし、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再　任 鈴木周平 （1976年11月10日）	2000年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 2006年７月　日本駐車場開発㈱入社 2007年10月　日本駐車場開発㈱取締役 2010年10月　当社取締役 2011年３月　川場リゾート㈱代表取締役社長 2012年８月　当社代表取締役社長 2012年10月　川場リゾート㈱取締役会長 2013年11月　白馬観光開発㈱取締役 2014年10月　日本駐車場開発㈱常務取締役 2015年10月　めいほう高原開発㈱取締役 2017年１月　㈱ハーレスキーリゾート取締役 2017年10月　当社代表取締役社長兼営業本部長（現任）、白馬観光開発㈱取締役（現任）、㈱鹿島槍取締役（現任）、㈱岩岳リゾート取締役（現任）、栂池ゴンドラリフト㈱取締役（現任） （重要な兼職の状況） 白馬観光開発㈱取締役 ㈱鹿島槍取締役 ㈱岩岳リゾート取締役 栂池ゴンドラリフト㈱取締役 （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営を指揮し、企業経営・事業戦略に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	112,465株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	再　任 宇津井　高　時 （1972年10月30日）	1995年11月　朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 1999年６月　公認会計士登録 2006年２月　日本駐車場開発㈱入社 2010年10月　当社監査役 2013年10月　当社取締役 2013年11月　当社常務取締役 2014年10月　めいほう高原開発㈱取締役 2017年10月　当社常務取締役管理本部長（現任） （重要な兼職の状況） なし （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社管理部門の統括責任者として、とりわけ財務・会計の分野において豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	66,465株
3	再　任 髙梨　光 （1964年２月１日）	1989年４月　東急不動産㈱入社 2001年４月　Arthur Andersen（現　㈱KPMG FAS）入社 2011年11月　当社入社 2012年10月　当社取締役 2012年11月　白馬観光開発㈱代表取締役社長、栂池ゴンドラリフト㈱代表取締役社長、㈱岩岳リゾート代表取締役社長、信越索道メンテナンス㈱取締役、当社取締役副社長 2015年10月　㈱岩岳リゾート取締役（現任） 2017年10月　当社取締役開発本部長（現任）、白馬観光開発㈱取締役会長（現任）、栂池ゴンドラリフト㈱取締役（現任） （重要な兼職の状況） 白馬観光開発㈱取締役会長 栂池ゴンドラリフト㈱取締役 ㈱岩岳リゾート取締役 （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、当社グループの経営において、白馬エリアの発展、とりわけHAKUBA VALLEYの取組・推進に尽力してきたこと、また、不動産業に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	60,993株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	新　任 おぎの　まさし 荻野　正史 （1973年12月23日）	2005年９月　㈱ぐるなび入社 2015年３月　当社入社　営業部長 2015年５月　㈱北志賀竜王営業部長 2015年10月　同社取締役 2016年５月　同社代表取締役社長（現任）、当社執行役員 2017年10月　めいほう高原開発㈱取締役（現任） 2018年６月　当社執行役員営業本部ブランドコミュニケーション部長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱北志賀竜王代表取締役社長 めいほう高原開発㈱取締役 （取締役候補者とした理由） 当社入社以来、集客およびブランディングにおいて経験を発揮し、㈱北志賀竜王を急成長させるなど、当社グループのスキー場事業を更に発展させるために必要な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に必要不可欠な人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	216株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	新　任 川村　憲司 （1964年９月15日）	1999年３月　日本駐車場開発㈱入社 1999年10月　同社常務取締役 2007年10月　同社取締役副社長（現任） 2009年６月　ＢＭＳ㈱取締役 2010年８月　当社取締役 2010年９月　NPD GLOBAL CO., LTD. President and CEO（現任） 2010年10月　NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND)CO., LTD. President and CEO（現任） 2011年１月　SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. Director 2011年６月　邦駐（上海）停車場管理有限公司　董事（現任） 2011年12月　SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. President and CEO（現任） 2015年３月　PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Director（現任） 2015年10月　NPD Healthcare Service(Thailand) CO., LTD. President and CEO 2017年11月　日本からだ開発㈱取締役（現任） 2017年12月　NPD Healthcare Service(Thailand) Co., LTD. Director（現任） （重要な兼職の状況） 日本駐車場開発㈱取締役副社長 NPD GLOBAL CO., LTD. President and CEO NIPPON PARKING DEVELOPMENT (THAILAND)CO., LTD. President and CEO 邦駐（上海）停車場管理有限公司　董事 SIAM NIPPON PARKING SOLUTIONS CO., LTD. President and CEO PT. NPD SOLUTIONS INDONESIA Director 日本からだ開発㈱取締役 NPD Healthcare Service(Thailand)CO., LTD. Director （非業務執行取締役候補者とした理由） 日本駐車場開発㈱において海外事業展開を指揮し、グローバルな企業経営を推進しており、豊富な実務経験を生かした当社経営戦略等への提言等をいただくことで取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、取締役として適任であると判断いたしました。なお、当社の業務執行を行わない取締役候補者であります。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	再任 社外 独立 出口恭子 （1965年12月12日）	1989年４月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド 入社 1999年12月　日本GE プラスチックス㈱ 入社 2000年３月　同社 取締役最高財務責任者 2013年３月　ベルシステム24㈱専務執行役社長室長兼経理財務本部管掌 2014年３月　アッヴィ合同会社社長 2014年７月　当社社外取締役（現任） 2015年２月　医療法人社団色空会お茶の水整形外科機能リハビリテーションクリニック理事COO 2016年２月　㈱お茶の水義肢装具 代表取締役 2016年３月　クックパッド㈱社外取締役 2016年６月　㈱ティーガイア社外取締役（現任） 2017年９月　医療法人社団色空会副院長（現任） （重要な兼職の状況） ㈱ティーガイア社外取締役 医療法人社団色空会副院長 （社外取締役候補者とした理由） 会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見をいただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	再任 社外 独立 きたがわ　とおる 北川　徹 （1960年８月４日）	1983年４月　兼松江商㈱（現　兼松㈱）入社 1999年11月　日本通信㈱入社経営企画室長 2001年２月　日本ボルチモアテクノロジーズ㈱入社　財務担当上席執行役員 2002年１月　リーバイ・ストラウス　ジャパン㈱入社　ファイナンスコントローラー 2006年９月　スターバックスコーヒージャパン㈱入社　オフィサー 2016年３月　クックパッド㈱社外取締役（監査委員長兼報酬委員） 2016年10月　当社社外取締役（現任） 2017年６月　KOA㈱社外取締役（現任） 2018年３月　クックパッド㈱社外取締役（監査委員長兼指名委員）（現任） 2018年３月　㈱カヤック社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） クックパッド㈱社外取締役（監査委員長兼指名委員） KOA㈱社外取締役 ㈱カヤック社外取締役（監査等委員） （社外取締役候補者とした理由） 会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営の監督に発揮し、また、多様な意見を頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．川村憲司氏は、非業務執行取締役候補者であり、選任が承認された場合には、同氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。
３．出口恭子氏および北川徹氏は、社外取締役候補者であります。
４．出口恭子氏および北川徹氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって出口恭子氏が４年３ヶ月、北川徹氏が２年となります。
５．当社は出口恭子氏および北川徹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は出口恭子氏および北川徹氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役４名のうち、橋本俊光氏、鵜月健彦氏および荒木隆志氏の３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	再任 社外 独立 橋本　俊光 （1949年５月10日）	1974年11月　新和監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 1976年９月　監査法人西方会計士事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 1978年３月　公認会計士登録 1996年７月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2012年４月　国立大学法人帯広畜産大学監事（非常勤） 2014年４月　当社監査役（常勤）（現任） （重要な兼職の状況） なし （社外監査役候補者とした理由） 公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から今後も経営全般の監視と有効な助言をお願いできるものと判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。	2,345株
2	再任 社外 独立 鵜月　健彦 （1979年４月14日）	2011年３月　税理士法人リオ・パートナーズ入所 2011年５月　東京税理士会税理士登録 2013年10月　当社監査役（現任） 2015年３月　税理士法人リオ・パートナーズ代表社員 2016年６月　㈱The Day代表取締役（現任） 2017年３月　税理士法人ハンズオン代表社員（現任） （重要な兼職の状況） ㈱The Day 代表取締役 税理士法人ハンズオン代表社員 （社外監査役候補者とした理由） 税理士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から今後も経営全般の監視と有効な助言をお願いできるものと判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	再任 社外 独立 荒木　隆志 （1966年11月４日）	1990年４月　㈱八十二銀行入行 1993年10月　センチュリー監査法人(現　EY新日本有限責任監査法人）入所 1996年12月　青山監査法人（現　ＰｗＣあらた有限責任監査法人）入所 1997年３月　公認会計士登録 2006年10月　ＰｗＣアドバイザリー㈱（現　ＰｗＣアドバイザリー合同会社）入社 2013年８月　荒木隆志公認会計士税理士事務所所長（現任） 2014年７月　当社監査役（現任） 2014年10月　トランザクション・サポート㈱代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 荒木隆志公認会計士税理士事務所所長 トランザクション・サポート㈱代表取締役 （社外監査役候補者とした理由） 公認会計士および税理士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から今後も経営全般の監視と有効な助言をお願いできるものと判断し、引き続き監査役としての選任をお願いするものであります。	－株

（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、各監査役の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

３．橋本俊光氏、鵜月健彦氏および荒木隆志氏は、社外監査役候補者であります。

４．橋本俊光氏、鵜月健彦氏および荒木隆志氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって橋本俊光氏が４年６か月、鵜月健彦氏が５年、荒木隆志氏が４年３か月となります。

５．当社は橋本俊光氏、鵜月健彦氏および荒木隆志氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第４号議案　ストック・オプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役（非業務執行取締役を除く）に対する新株予約権の割当てにつきましては、会社法上の報酬等に該当いたします。現在ご承認いただいております、当社の取締役の金銭による報酬額とは別枠で、取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することについても、併せてご承認をお願いするものであります。ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権１個当たりの公正価値に取締役に割り当てる新株予約権の予定上限数（275個）を乗じた金額を上限とします。この公正価値につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている数式を用いて算定するものといたします。なお、当該新株予約権は、取締役の報酬としても相当と判断するものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものです。

２．新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員とします。現在当社の非業務執行取締役２名を除く取締役の員数は３名であり、第２号議案「取締役７名選任の件」が原案どおり可決されますと、非業務執行取締役３名を除く取締役の員数は４名となります。

（２）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株（うち、当社取締役については27,500株）を上限とします。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で新株予約権の目的である株式の数を調整できるものとします。

（3）発行する新株予約権の総数

400個（うち、当社取締役については275個）を本総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とします。

（4）新株予約権の払込金額

本総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償（新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの）とします。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に（2）に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ。）又は新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い額とします。

なお、割当日後、当社が、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使により新株を発行する場合を除きます。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。その他やむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うものとします。

（6）新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から2025年10月31日までとします。

（7）新株予約権の行使条件

①権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連

会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要するものとします。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

②権利を与えられた者は、その割当数の一部又は全部を行使することができます。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとします。

③権利を与えられた者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができます。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとします。

（８）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上述の資本金等増加限度額から上述の増加する資本金の額を減じた額とします。

（９）新株予約権の取得に関する事項

①権利を与えられた者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができます。

②以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

③当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができます。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定します。

（10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

（11）組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」といいま

す。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（５）で定められる行使価額を調整して得られる再編対象会社の株式の１株当たりの払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権１個の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（８）に準じて決定します。

⑦新株予約権の行使の条件

上記（７）に準じて決定します。

⑧新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

⑨新株予約権の取得に関する事項

上記（９）に準じて決定します。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：長野県北安曇郡白馬村大字北城12111番地
岩岳ホワイトプラザ　1階
TEL 0261－72－6040

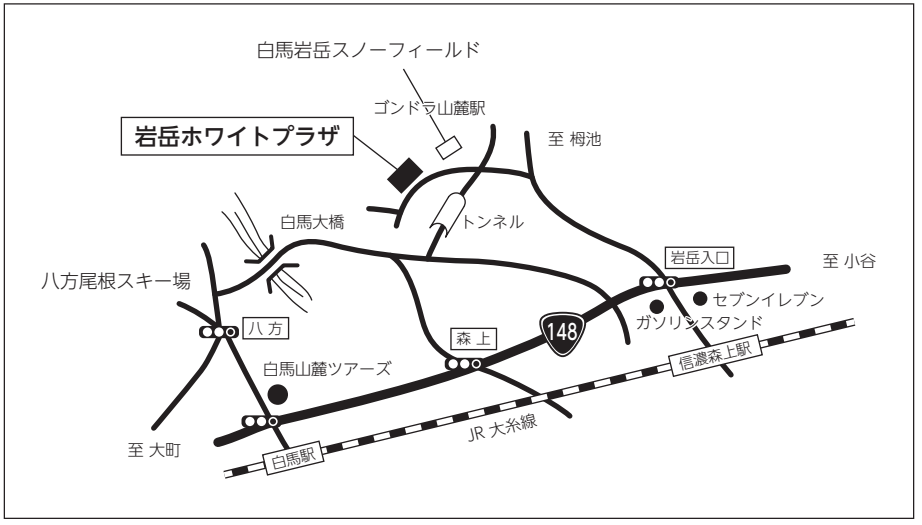

交　通

● お車でお越しの場合

上信越自動車道「長野」IC、長野自動車道「安曇野」IC、北陸自動車道「糸魚川」ICより約60分

● 電車でお越しの場合

JR大糸線「白馬」駅前より臨時の無料シャトルバスをご利用ください。
12:00発、12:15発

● バスでお越しの場合

アルピコ交通特急バス「白馬八方バスターミナル」より臨時の無料シャトルバスをご利用ください。
12:15発、12:30発

（注）・会場隣接地に臨時の無料駐車場をご用意しております。
・会場近隣に飲食店がないため、ご昼食を済まされてからご来場ください。
・東京方面よりお越しの場合は、11:00～12:15までにJR大糸線「白馬駅」に到着する電車にご乗車ください。